

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、入所者の生活の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。当院においては、尊厳と主体性を尊重し、職員全員が身体的拘束廃止に向けた正しい知識と意識を持ち、サービスの提供に努めるものとする。

2. 身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置

当院では、身体的拘束等の適正化の検討を行うための身体的拘束適正化委員会を設置する。

ア. 設置目的

- ① 院内での身体的拘束適正化に向けての現状把握、及び改善についての検討
- ② 身体的拘束適正化に関する職員全体への啓発・指導

(2) 身体的拘束適正化委員会の構成員

ア. 院長（施設長）、医師、看護部長、各病棟師長、事務長、歯科診療部長、薬剤科長、栄養科長、地域連携室長、介護主任、事務職員

イ. この委員会の責任者は、院長（施設長）とする。

(3) 身体的拘束適正化委員会の開催

3ヵ月に1回（7月・10月・1月・4月）定期開催する。ただし、必要時には随時開催する。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

看護・介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入所者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

ア. 切迫性：入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

イ. 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと

ウ. 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことが必要。

《 介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為 》

(1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

(4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

(6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

(8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

(9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。

(11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

5. 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、身体的拘束廃止マニュアルの「身体的拘束廃止の流れ」に従って実施する。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当院の正面玄関に掲示する。またホームページ掲載し、入所者・ご家族・職員等がいつでも閲覧できる体制を整える。各部署に配布する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体的拘束を実施していないか
- ・認知症高齢者であるということで安易に身体的拘束を実施していないか
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体的拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。
- ・身体的拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

8. 適用年月日

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年10月改訂